

○環境省告示第三十二号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）第五十八条の四第一号ホの規定に基づき、復興再生利用に用いる除去土壌の放射能濃度を次のように定め、令和七年四月一日から適用する。

令和七年三月二十八日

環境大臣 浅尾慶一郎

復興再生利用に用いる除去土壌の放射能濃度

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第五十八条の四第一号ホの環境大臣が定める放射能濃度は、事故由来放射性物質であるセシウム百三十四についての放射能濃度及び事故由来放射性物質であるセシウム百三十七についての放射能濃度の合計が八千ベクレル毎キログラム以下とする。